

平成 28 年 5 月

TIME WARNER CABL 【A4520】
(Time Warner Cable Inc.)
を保有されている投資家の皆様へ
ー買収<現地効力発生日等>のお知らせー

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、米国のケーブルテレビ会社の CHARTER COMMUN-A (A4032) による、TIME WARNER CABL に対する買収につきまして、現地保管機関より現地効力発生日等の通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下線部参照)

なお、日程・内容等は現地保管機関等の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. 現地効力発生日 : **2016年5月18日**
(前回通知：未定)

2. 現地支払開始日 : 未定

3. 買収条件 : 以下 2 条件より選択制となる予定です。
①TIME WARNER CABL 株式 1 株が、100.00 米ドルの現金、及び
CHARTER COMMUN-A 株式 0.5409 株相当の
新 Charter Communications, Inc.株式 (大和コード変更なし) 約 0.48908
株と交換される。
(前回通知：大和コード未定)

②TIME WARNER CABL 株式 1 株が、115.00 米ドルの現金、及び
CHARTER COMMUN-A 株式 0.4562 株相当の
新 Charter Communications, Inc.株式 (大和コード変更なし) 約 0.412496
株と交換される。
(前回通知：大和コード未定)

4. 主な実施要件 : ・ 2015 年 9 月 21 日開催の株主総会における承認
⇒承認済
・ 現地規制当局の承認
⇒承認されました。

5. 課税関係 : 現地 : 買収の対価として交付される現金部分の支払い (株式交換の際に発生する 1 株未満株式の売却代金を含む) に対し、配当所得として現地源泉税 10% が課せられる可能性があります。(但し、W-9 徴収登録ありの場合は 0%、米国籍かつ W-9 徴収登録なしの場合は 28%、海外転出者の場合は 30%)
国内 : 未定
6. 弊社取扱 : 弊社は、上記第 3 項の買収条件のうち、①の「TIME WARNER CABL 株式 1 株が、100.00 米ドルの現金、及び CHARTER COMMUN-A 株式 0.5409 株相当の新 Charter Communications, Inc.株式 (大和コード変更なし) 約 0.48908 株と交換される。」のみお取り扱い致します。
(前回通知 : 大和コード未定)
7. その他 : ・買収対価の現金部分は円貨にてお支払い致します。
・現地 2016 年 5 月 18 日付にて交換される新 Charter Communications, Inc.株式は、ナスダック証券取引所に上場しています。
(前回通知 : 上場する予定です)
・現地 2016 年 5 月 18 日付にて TIME WARNER CABL 株式はニューヨーク証券取引所を上場廃止となりました。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。

本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、あくまで情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社